

障第796号
令和5年9月13日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

こどもの出欠状況に関する情報の確認の再徹底について

平素より県の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、こども家庭庁から別添のとおり、送迎用バスまたは保護者の自家用車における置き去り事案を踏まえた、利用児の出欠状況に関する情報の確認に関する徹底について事務連絡がありましたので、お知らせします。

各指定障害児通所支援事業所におかれましては、日頃より送迎用車両に対する安全装置の設置および安全計画の策定等を通じて、日々の安全管理の徹底に御尽力いただいているところですが、こどもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報については、送迎を行うこどもかどうにかかわらず、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底していただきますようお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		